~学校薬剤師として知っておくべき事項~

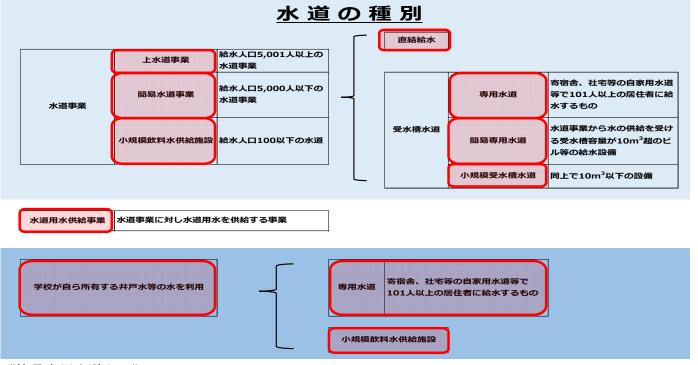
解説

<飲料水編>

- 1. 学校環境衛生基準では、3種類に分類
 - ①水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)→都道府県市区町村の水道局
 - ②専用水道に該当しない井戸水等の水源とする飲料水⇒塩素処理された井戸水
 - ③専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水 等を水源とする飲料水の原水 ⇒井戸水・河川水
 - ※直結給水なのか、受水層なら、専用水道なのか、簡易専用水道なのか、小規模受水層水道なのか、確認しておく必要があります。

学校によっては、低層階や給食施設等は直結給水で、それ以外は貯水槽ということ もある。

2. 飲料水の給水方式



《簡易専用水道とは》

- ※多くの学校は、水道事業者からの水を受水槽で受水し、その有効容量が10㎡を越えるものが多いことから、簡易専用水道に区分される。
- (1) 水道法第3条第7項等に規定されている。
- (2) 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、水槽の有効容量の合計が10m3 を超えるものをいう。

- (3) 簡易専用水道の設置者は、次の基準に従って管理しなければならない。
- ア:水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- イ:水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措を講ずる こと。
- ウ:給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めた時は、 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- エ:供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- オ: 1 年以内ごとに1 回、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

3.50項目

				-			
番号	項目	基準値	備考	番号	項目	甚 準 值	備考
1	一般細菌	100集落/mL以下	病原生物の	31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
2	大 腸 菌	検出されないこと	代替指標	32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	着 色
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下		33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	0.070
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下		34	網及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	味
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	着 色
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	無機物・金属	37	塩化物イオン	200 mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下		38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	味
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		39	蒸発残留物	500 mg/L 以下	74 16
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	発 泡
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		41	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	かび臭
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		42	2・メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	24. 14.
13	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	発 泡
14	1,4・ジオキサン	0.05 mg/L 以下		44	フェノール類	0.005 mg/L 以下	臭気
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	味
		0.00 7. 11.77	一般有機物質	46	pH値 味	5.8以上8.6以下	
16	ジクロロメタン テトラクロロエチレン	0.02 mg/L 以下		48	臭気	異常でないこと 異常でないこと	基礎的性状
		0.01 mg/L 以下					差疑的注例
18 19	トリクロロエチレン ベンゼン	0.03 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下		49 50	色度 濁度	5度以下	
20	塩素酸	0.01 mg/L 以下 0.6 mg/L 以下		50	周皮	2度以下	
20	- 塩素版 クロロ酢酸	0.6 mg/L 以下 0.02 mg/L 以下					
22	クロロホルム	0.02 mg/L 以下					
23	ジクロロ酢酸	0.06 mg/L 以下					
24	ジブロモクロロメタン	0.02 mg/L 以下					
25	臭素酸	0.1 mg/L 以下	消毒副生成物				
26	総トリハロメタン	0.01 mg/L 以下	27-3 NO 10/2 LE 270-150				
27	トリクロロ酢酸	0.1 mg/L 以下					
28	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下					
29	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下					_
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下					2

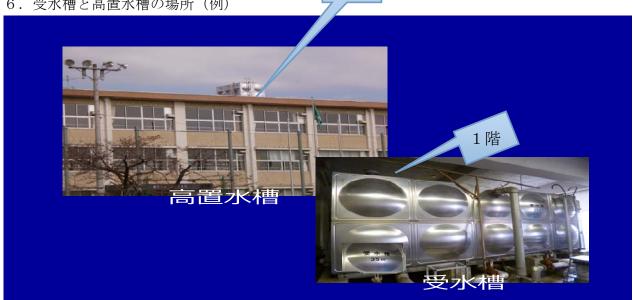
- 4. 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)
 - ・検査回数 毎学期1回(特定建築物に該当している所は、検査項目や検査回数が 異なる)
 - ・検査項目 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素 (TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素
 - ・検査場所 末端給水栓 高置水槽がある場合⇒最下層、高置水槽がない場合⇒最上階 ※高置水槽の系統ごとの10項目検査を行う必要があります。

- 5. 専用水道(水道水を水源としない場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水を 水源とする飲料水の原水
 - ·検査回数 毎学期1回
 - ・検査項目 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素 (TOC)の量又は過マン ガンカリウム消費量、pH値、味、臭気、色度、濁度 ★遊離残留塩素なし

屋上

・検査場所 塩素消毒前の原水の採水可能な場所

6. 受水槽と高置水槽の場所(例)



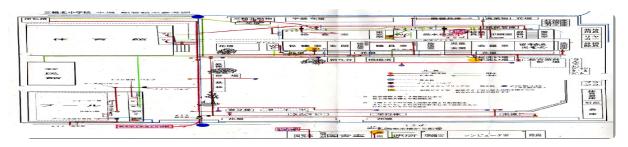
7. 受水槽の有効容量とは

受水槽において適正に利用可能な容量であり、最高水位と最低水位との間に貯留される量を いいます。ただし、高層(高架)水槽の容量は含みません。

- 8. 直結給水の場合、原則として飲料水の供給者により水質検査が実施されており、 学校においては水質について日常点検が行われていることから、「学校環境衛生基 準」における定期検査の対象とされていない。 ※日常点検が行われているか、確認が必要。
- 9. 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準の飲料水の水質(ウ)冷水器等飲料 水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されている こと。 ※細菌が出たり、結構、重金属が出たりする。
- 10. 学校給食衛生管理規準の使用水の安全確保で、「貯水槽を設けている場合は、専門の業者に委 託する等により、年1回以上清掃すること。また、清掃した証明書等の記録は1年間保管す ること。

11. 紛失している学校もあるので、確認する必要があります。

例:



12. ①②学校環境衛生基準9項目+遊離残留塩素の検査方法と基準値

検査項目	検査方法	基準値			
一般細菌	海滩金工垃圾 汁	1mlの検水で形成される集落数が			
一加文和 图	標準寒天培地法	100 以下であること			
大腸菌	特定酵素期質培地法	検出されないこと			
塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法	200mg/L 以下であること			
全有機炭素 (TOC)	燃焼法、湿式法				
過マンガン酸カリウム消費量	滴定法				
p H値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること			
味	官能法	異常でないこと			
灵臭	官能法	異常でないこと			
濁度	積分球式光電光度法	2度以下であること			
色度	透過光測定法	5 度以下であること			
遊離残留塩素	DPD法	0.1mg/L 以上であること			

※遊離残留塩素は、水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の規準による。

③検査の定義と原理

[ア:一般細菌]

定義:一般細菌とは、標準寒天培地を用いて36℃±1℃で、24±2時間培養した時、

培地に集落を形成するすべての細菌をいいます。水道法の水質規準は、

水道水において100CFU /ml以下と規定されています。

原理:高濃度の有機栄養物を含む非選択性の標準寒天培地を用いて混釈培養する方法です。

検査方法:標準寒天培地法 ※22~26 時間培養

「イ:大腸菌]

定義:大腸菌とは、特定酵素基質培地法によってβーグルクロニダーゼ活性を有すると判定された細菌をいいます。大腸菌は、ヒトや温血動物の腸管内に常在し、 糞便由来でない細菌も含む大腸菌群と比べて糞便汚染の指標として信頼できま す。また、単独な菌腫であるばかりでなく、他の糞便指標細菌と比較すると自 然界では生存期間が短いため、糞便汚染指標としてより特異的です。

原理:大腸菌群試験に用いる特定酵素基質培地に MUG (4-メチルウンベリフェリルーβ ーグルクロニド)を含ませることで大腸菌に特異的に存在するβーグルクロニ ダーゼの有無を確認し、大腸菌を同時に判定する方法です。

検査方法:特定酵素基質培地法 ※35~37℃で24時間培養

[ウ:塩化物イオン]

定義:塩化物イオンは、塩化物が水に溶けて生じます。人の生活には食塩が不可欠の ものである関係上、生活排水やし尿中に排出されます。また、塩化物イオンは、 し尿汚染のほか海水、工業配水の混入によっても増加します。消毒用の塩素と は別物で、殺菌作用はありません。

基準値を超えると、塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。

原理: 試料を硝酸銀溶液で滴定すると、塩化物イオンは銀イオンと反応して塩化銀 (AgC1)の白色の沈殿物を生じる。終点をわかりやすくするため、クロム酸カリウム(K2Cr04)を加えることにより、過剰の銀イオンがクロム酸と反応し赤褐色のクロム酸銀(Ag2Cr04)の沈殿物を生じる。

検査方法:イオンクロマトグラフ法、滴定法

「エ:過マンガン酸カリウム消費量]

定義:過マンガン酸カリウム消費量とは、水中の被酸化物質によって消費される過マンガン酸カリウム消費量の量をいいます。

原理:硫酸酸性にした検水に過マンガン酸カリウム溶液を加えて煮沸すると、次の反応により検 水中の被酸化性物質は酸化され、過マンガン酸カリウムが消費されます。

しかし、その反応速度は被酸化性物質の種類によって異なるので、本試験方法では煮沸時間5分間と限定している。

検査方法:滴定法

※シュウ酸ナトリウム溶液は、褐色瓶にいれて暗所に保存し、調整後1か月以内に使用します。

有機物全有機炭素 (TOC) の量

定義:全有機体炭素 (TOC)は、水中に存在する有機物の総量を有機物中に含まれる炭素量で示したもの。

原理: 試薬に含まれる有機物を酸化分解(燃焼)すると二酸化炭素が発生します。 発生すると、二酸化炭素の量は酸化分解された試薬中の有機物中に含まれる 炭素の量と比例するので、発生した二酸化炭素の量を測定することで試薬中の 有機物の量 (TOC)を定量します。 [オ:pH値] ※読み方ですが、「ペーハー」ではなく、今は「ピーエッチ」です。

定義:pH値とは、モル濃度で表した水素イオン濃度(水素イオン活量)の逆数の常用対数です。pH7は中性で、これより値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、

これより値が小さくなるほど酸性が強くなります。pH 値は汚染等による水質変化の指標となり、また凝集処理において薬品注入量の決定や注入の良否、水道器材に対する腐食性の判定に有効であります。

原理:検水中のガラス電極と比較電極を入れ、両電極間に生じる電位差を測定し、pH 値を求める 方法です。

検査方法:ガラス電極法

[カ:味]

定義:水道水に異臭味があればなんらかの異常がおきているということを意味し、 危険信号を発していることになります。塩素臭は、異常とは扱われません。

方法:官能法

[キ:臭気]

定義:配・送・給水管の腐食や、藻類、放射菌の発生、汚染物質、汚染の混入等が 考えられます。

方法:官能法

[ク:色度]

定義:色度とは、水中に含まれる溶解性物質及びコロイド性物質が呈すると類黄色 ~ 黄褐色の程度をいいます。色度1度とは、精製水に10に塩化白金酸カリウム中の白金 (Pt)1 mg 及び塩化コバルト中のコバルト (Co)0.5 mgを含む時の呈色に相当するものです。

原理:水中に含まれる溶解性物質及びコロイド製物質が呈する類黄色~黄褐色の程度を 吸光光度分析法により、波長390nm付近で吸光度を測定する方法です。

測定方法:透過光測定法

[ケ:濁度]

定義: 濁度とは、水の濁りの程度を示すものです。土壌その他浮遊物質の混入、 溶在物質の化学的変化などによるものであり、地表水においては、降水の状況などによって大幅な変動を示します。

原理:光電光度法の一つで、光が水中の濁りの粒子によって生じる散乱(反射)光量を積分球を 用い測定するとともに透過光量を測定し、それらの比率から濁度を求める方法です。

測定方法:積分球式光電光度法

[コ:遊離残留塩素]

定義:残留塩素とは、塩化処理の結果、水中に残留している有効塩素のことです。

次亜塩素酸、次亜塩素酸イオンなどの遊離型有効塩素を遊離残留塩素、モノクロラミン、 ジクロラミンなどの結合型有効塩素を結合残留塩素といいます。

原理:遊離塩素がジエチルーp-フェニレンジアミン (DPD) と反応して生じる桃〜桃赤色を標準 比色液と比較して残留塩素を測定する方法であります。本法の定量範囲は、残留塩素として $0.05\sim2.0$ mg/L で、測定精度は誤差で約 0.1mg/L です。

測定方法:ジエチルーp-フェニレンジアミン法

※遊離残留塩素の測定は、試薬投入直後後(1分以内)に行う。

※30℃を超えると塩素が揮発しやすくなるため、結果が低く出たり、バラツキが大きくなる可能性があります。

④過マンガン酸カリウム消費量とTOCの相違点

比較する点	TOC	過マンガン酸カリウム消費量	
測定原理 有機物の種類によらず炭素濃度で		水中有機物の種類によって測定値が変動するう	
有機物総量を表現する。		え、有機物以外の物質による干渉を受ける。	
	\downarrow	↓	
	水中有機物量を正確に把握できる。	水中有機物量を正確に把握できない。	
測定手法	機器分析	手操作・目視による測定	
	\downarrow	\downarrow	
	測定者間、測定者内の再現性に優れ	人的裁量が入るため、測定者間の測定値差が大	
	る。	きく、同一測定者であっても再現性が悪い。	
その他の特徴	操作が簡便かつ迅速である。	操作が煩雑かつ時間を要する。	
	\downarrow	探下が煩雑がつ时間を安りる。	
	自動化・オンライン化による省力化	↓	
	や自動モニタリングが可能。	手間がかかるうえ、リアルタイム性に欠ける。	

⑤採水容器と分析開始までの時間

一般細菌・大腸菌	滅菌容器	12時間以內
p H 値・濁度・色度	ガラス瓶又はポリエチレン瓶	12時間以內
味・臭気	ガラス瓶	12時間以內
有機物(全有機炭素(TOC))	ガラス瓶又はポリエチレン瓶	24時間以內
塩化物イオン	ガラス瓶	7 2 時間以内

- ※飲料水水質検査の方法(厚生労働省告示第261号)が改正され、採水から検査開始までの期間が明確化されました(平成24年4月1日施行)
- ※採水後に速やかに検査できない場合、試料は冷暗所に保管し、上記の期間内に検査を開始する 必要があります。

13. 異常が出た時の原因と対策

≪赤い水が出る≫

【原因】 給配水管等の劣化により鉄さびとなって発生

【対策】 しばらく放水・配管の取り換え

≪黒い水が出る≫

【原因】 水道水中の微量のマンガンが塩素によって酸化され、給排水管に付着した ものが剥離

【対策】 しばらく放水・配管の取り換え・給排水管の清掃

≪金気臭がする≫

【原因】 水道水中に鉄、銅、亜鉛が多く含まれている場合に発生

【対策】 しばらく放水・配管の取り換え・給排水管の清掃

≪白い異物が出る≫

【原因】 水道工事した際のシール材や接着剤の剥離

【対策】 しばらく放水・給排水管の清掃

≪黒い異物が出る≫

【原因】 止水栓や給水栓のゴムパッキン、受水槽から高置水槽に水を送るポンプ部の劣化、その他、マンガンスケールの剥離

【対策】 ゴムパッキンや劣化部の交換や清掃

≪緑色の浮遊物が出る≫

【原因】 高置水槽などの損傷で光が入り、藻類が繁殖して剥離

【対策】 高置水槽の点検・清掃

≪浴室、タイル、トイレ、洗面所の陶器がピンク色になる≫

【原因】 霊菌と呼ばれる細菌によるもの

【対策】 漂白剤・50度の温水で死滅

≪やかん、加湿器の吹き出し口に白い固形物が形成される≫

【原因】 水道水中のカルシウムやマグネシウムによる

【対策】 ミネラル分なので安全性に問題なし

≪アルミニウム製の鍋等に白い斑点ができる≫

【原因】 鍋のアルマイト処理した被膜の劣化、空気中の酸素により酸化アルミニウムが形成

【対策】 空たきや鉄たわしを使用しないこと、酸化アルミニウムは安全性に問題なし

≪アルミニウム製の鍋の内面が黒く変化する≫

【原因】 鍋のアルマイト処理した被膜の劣化、水道水中の鉄・銅と反応し黒変化

【対策】 空だきや鉄たわしを使用しないこと、経年劣化は避けられない

≪洗面所やタイルが青くなる≫

【原因】 給湯設備に使用される銅配管から銅が溶出し、石鹸の脂肪酸と結合したもの ⇒銅石鹸

【対策】 10%アンモニア水を小量、滴下して拭き取ると落ちます。

≪残留塩素が検出されない≫

【原因】 様々。老朽化した配管では、塩素が消費されます。

【対策】 受水槽に入る時点で塩素があるのか、ないのかを確認、高置水槽はどうなのか 確認。塩素の検出が確認されない場合は飲用等を中止。水道部局と相談。

14. 雑用水の水質

[検査回数] 毎学年2回

[検査項目] pH 値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素

[検査場所] 末端給水栓

[検査方法] pH 値-ガラス電極法、臭気-官能法、外観-目視(色、濁り、泡立ち)

大腸菌-特定酵素基質培地法、遊離残留塩素-DPD 法

15. 「中水」とは、飲用には適さないが、洗浄等の用途に使用できる水のことです。





17. 水道法では、「水源」とは、水道として利用する水の供給源。「原水」とは、水道水の原材料になる水のこと。